

## お申し込みのご案内（ご参加にあたっての注意事項）

- 当ツアーには添乗員は同行しません。現地係員がご案内します。
- ご旅行中に、お客様の都合で使用されなかった旅行内のサービスやクーポン券類の払戻は一切できませんので、あらかじめご了承ください。
- 食事条件は旅行代金の中に含まれている食事を表示してあります。
- 20歳以上のみ参加可能です。
- バスについて
- 乗車時は必ずシートベルトを着用してください。
- バスは全席禁煙となります。
- 事前の座席指定はできません。
- 食事について
- 食物アレルギーに関しては必ずお申込時に係員にお申出ください。できる限りの

## 一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

**1. 旅行条件書の定義**  
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び旅行業法第12条の5に定める契約書の一部となります。

**2. 本旅行条件書の適用**  
(1) 本旅行条件書は団体グリーンクリエイティブいなべ(三重県いなべ市北勢町阿下喜3-1)以下「当法人」といいます。本旅行条件書は旅行代金、この旅行に参加されるお客様は当法人が募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2) 当法人はお客様が当法人の定める旅行日程にて別途「宿泊機関等のご案内書」を別途お送りいたします。本旅行条件書(以下「旅行条件」といいます。)の提示を受けることができますが、手配し、旅程管理を行うことは当法人によりなされます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。及び当法人旅行業務取扱募集型企画旅行の部)に添付してあります。

**3. 旅行のお申込みと契約の成立時期**  
(1) 当法人の定める必要事項を入力した申込書にて営業所にて申込みを行う。アフタース、郵便又は電話によるの通信手段による旅行申込みを行う。当法人の定める期日までに旅行代金をお支払いいただきます。旅行契約は当法人の旅行日程表を承諾し、旅行代金を支払ったときと成立するものとします。

(2) 当法人は団体、グループを構成する旅行者に対しての契約責任者を旅行申込みが成立した場合、契約の締結及び解除等に際する一切の代理権を有するものと定めます。

(3) 契約責任者は当法人が定める期日までに構成者の名簿を当法人に提出し、旅行代金を支払うものとします。

(4) 当法人は契約責任者が職務上または現に責任を負い、又は将来負うことが予測される職務又は職務については何ら責任を負いません。

(5) 当法人は契約責任者が団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(6) お申込みのお客様が満期、満期までの自由で旅行契約の締結が済んだ場合は、年々、資格、技能その他の条件が当法人の規定する条件に合致しない場合でも予約を取り消す場合があります。

(7) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害していないものの、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行申込み時にお申し出ください。当法人は可能な合理的範囲内で対応いたします。この場合、お客様からのお申し込みに含まれる当法人のお客様サポートセンターに申し出る権利はお客様のものとさせていただきます。当社の場合の診断書を提出していただく場合があります。又必要に応じて介助者/同行者の同行などを条件とさせていただきますが、コースの一部を調整させていただきます。ご参加をお断りさせていただきます。

(8) 当法人は本項(1)(2)(3)の場合、当法人よりお客様にご連絡が必要となる旅行代金お申し込みは予約した日より原則として7日間以内にご連絡いたします。

(9) お客様のご旅行中に発生した理由により、医師の診断又は検査が必要となる状態になったと当法人が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な対応をさせていただきます。これらにおける一切の費用はお客様ご自身の負担となります。

(10) お客様の旅行中に別行動が原則としてできません。ただし、状況に応じて別途条件で受け付ける場合があります。

(11) お客様が当法人の募集に及ぼす、又は団体行動の円滑な実施を妨げるなど当法人が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(12) 本旅行条件書の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

**5. 旅行条件書と最終旅行日程表の改訂**  
(1) 当法人は旅行契約成立後またはお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件書及び当法人の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ、パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を構成する書面として、当法人はお客様に集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に際する確定情報等を記載した最終旅行日程表を別途のご旅行開始前日までにお渡しします。但しお申込みが旅行開始日の前日以前に記載された場合は7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

**6. 旅行代金について**  
(1) 旅行代金は旅行条件書に記載のとおりお支払いいただきます。取消料、予約料および追加料金を支払った場合はお支払いいただくことはありません。

**7. 旅行代金について**  
(1) 参加されるお客様のうち、特別予約がない場合、原則として満12歳以上の大人は大人料金、満6歳以上12歳未満の方には子ども料金となります。

(2) 旅行代金はコースごとに表示してあります。記載された条件と合わせてご確認ください。

**8. 旅行代金に含まれるもの**  
旅行代金には明示した運送機関の運賃料金、宿泊費、食事代、材料費、ガイド料、消費税等並びに、パンフレット等に旅行代金に含まれるものとして明示された内容及び旅行業務取扱料金が含まれます。当該費用はお客様がご負担となりますが、当法人は原則として払戻はいたしません。

**9. 旅行代金に含まれないもの**  
前に記載されていないものは含まれません。特に超過予約荷物料、空港施設使用料、運送機関が課する付加税・料金(例:燃油サーチャージ)、クリーニング費、電話代等の個人的な経費の経費(租税、自動行動時にかかる費用)等はお客様ご自身の交通費、宿泊費に含まれません。

変更のためにお提供できなかった旅行サービスに対して取消料、予約料等のお支払いの可能性があります。その差額分だけ旅行代金をお変更します。

**11. 旅行契約内容の変更**  
旅行契約内容の変更であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公廳等の旅行サービス提供の中止による運送サービスの提供が当法人の意思で行われない事由が生じた場合には、旅行サービスの提供を中止し、官公廳等の旅行サービスの提供を中止し、お客様がご負担する費用はお客様がご負担するものとします。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

**12. 旅行代金の返戻**  
当法人は旅行契約締結後には、次の場合の上で旅行代金の返戻は一切いたしません。(1) 利用する運送機関の運賃・料金が着払い経済情勢の変更等により通常想定されていた程度大幅に上昇したとき(2) 決定されたコースとは異なるコースに変更された場合は、旅行代金をお変更いたします。

(2) 旅行内容が変更され、旅行先に至る費用が増減したときの差額返還の減額。  
(3) 第11項より変更された旅行先により、旅行先に至る費用(当該契約内容の変更のための変更を受けなかった旅行サービスに対しては取消料、予約料等のお支払いの可能性があります)が増加したときは、その差額分だけ旅行代金をお変更します。

**13. 取消料**  
(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消しなされた場合は、旅行代金に対して、おとりとびとして下記の取消料の取消料(但しパンフレット・ホームページより取消料を明記した場合はそれをとります。)、及び、一部旅人の人数利用の変更に対する差額料金をそれぞれいただきます。

	解消期日	取消料(%) (おとりとび)
イ	旅行開始日の前日より前日か起りし日を過ぎてから20日前(イから前日までの間)に解除する場合(イから前日まで解除する場合を除く)	旅行代金の20%
ロ	旅行開始日の前日より前日か起りし日を過ぎて7日前以降の場合(イから前日まで解除する場合を除く)	旅行代金の30%
ハ	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ニ	旅行開始当日に解除する場合(ニに解除する場合を除く)	旅行代金の50%
ホ	無連絡無参加及び旅行開始後の解除	旅行代金の100%

(2) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中一部変更については旅行全体の取消しとなります。所定取消料を取扱いたします。

**14. 旅行開始前の解除**  
お客様がご都合で、旅行開始前にお申し込みの旅行代金をお支払いいただくことにより、当法人の営業日の営業時間外であればいつでも旅行契約を解除することができます。お客様は次の項目に該当する場合は、取消料または旅行契約を解除することができます。

a. 旅行内容が変更されたこと、但しその内容が第21項の表中に掲げられる事項に該当しない場合を除きます。  
b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が算出決定されたこと。  
c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公廳の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。  
d. 当法人がお客様に対し、第9項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する期日までにお渡ししなかったこと。  
e. 当法人の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行が不可能となったこと。  
f. 当法人は1もしくは2により旅行契約が解除になったときは既に取扱いした旅行代金を払戻いたします。その際取消料が生ずる場合は差し引いた上で支払いたします。

(2) 当法人の解除権  
お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当法人は旅行契約を解除することができます。このときは本項(1)に規定する取消料と同額の返戻をお支払いたします。

○次の項目に該当する場合は、当法人は旅行契約を解除することができます。  
a. お客様の旅行先が当法人の明示した目的地を満了していません。  
b. お客様の人数がパンフレットに記載した最少参加人数に満たないとき。この場合は旅行開始の前日より起りし日より前日までに13日目にあたる日(日曜日)または前日より3日前にあたる日(日曜日)に旅行中止のご通知をいたします。

○スノーボード、及びスノーシューを目的とする旅行におけるお客様の旅行の中止に当法人があらかじめ明示した条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて高いとき。  
○天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公廳の命令その他事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行サービス提供が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。  
○当法人は1もしくは2により旅行契約が解除になったときは既に取扱いした旅行代金を払戻いたします。その際取消料が生ずる場合は差し引いた上で支払いたします。

**15. 旅行契約の解除**  
(1) お客様のご都合により、旅行開始前にお申し込みの旅行代金をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。お客様は次の項目に該当する場合は、取消料または旅行契約を解除することができます。

a. 旅行内容が変更されたこと、但しその内容が第21項の表中に掲げられる事項に該当しない場合を除きます。  
b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が算出決定されたこと。  
c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公廳の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。  
d. 当法人がお客様に対し、第9項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する期日までにお渡ししなかったこと。  
e. 当法人の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行が不可能となったこと。

(2) 当法人の解除権  
お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当法人は旅行契約を解除することができます。このときは本項(1)に規定する取消料と同額の返戻をお支払いたします。

○次の項目に該当する場合は、当法人は旅行契約を解除することができます。  
a. お客様の旅行先が当法人の明示した目的地を満了していません。  
b. お客様の人数がパンフレットに記載した最少参加人数に満たないとき。この場合は旅行開始の前日より起りし日より前日までに13日目にあたる日(日曜日)または前日より3日前にあたる日(日曜日)に旅行中止のご通知をいたします。

○スノーボード、及びスノーシューを目的とする旅行におけるお客様の旅行の中止に当法人があらかじめ明示した条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて高いとき。  
○天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公廳の命令その他事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行サービス提供が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。  
○当法人は1もしくは2により旅行契約が解除になったときは既に取扱いした旅行代金を払戻いたします。その際取消料が生ずる場合は差し引いた上で支払いたします。

(2) 当法人は本項(1)(2)(3)の場合、当法人よりお客様にご連絡が必要となる旅行代金お申し込みは予約した日より原則として7日間以内にご連絡いたします。

(9) お客様のご旅行中に発生した理由により、医師の診断又は検査が必要となる状態になったと当法人が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な対応をさせていただきます。これらにおける一切の費用はお客様ご自身の負担となります。

(10) お客様の旅行中に別行動が原則としてできません。ただし、状況に応じて別途条件で受け付ける場合があります。

(11) お客様が当法人の募集に及ぼす、又は団体行動の円滑な実施を妨げるなど当法人が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(12) 本旅行条件書の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

**5. 旅行条件書と最終旅行日程表の改訂**  
(1) 当法人は旅行契約成立後またはお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件書及び当法人の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ、パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を構成する書面として、当法人はお客様に集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に際する確定情報等を記載した最終旅行日程表を別途のご旅行開始前日までにお渡しします。但しお申込みが旅行開始日の前日以前に記載された場合は7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

**6. 旅行代金について**  
(1) 旅行代金は旅行条件書に記載のとおりお支払いいただきます。取消料、予約料および追加料金を支払った場合はお支払いいただくことはありません。

**7. 旅行代金について**  
(1) 参加されるお客様のうち、特別予約がない場合、原則として満12歳以上の大人は大人料金、満6歳以上12歳未満の方には子ども料金となります。

(2) 旅行代金はコースごとに表示してあります。記載された条件と合わせてご確認ください。

対応に取り組みますが、厳密なアレルギー物質除去食の提供はできません。

- 料理写真はイメージです。季節、仕入等の都合により料理内容・器が変更となる場合があります。

### ●その他ご注意

- 入場施設の情報、営業内容(営業時間、食事場所・内容・時間、入浴場所・時間等)が予告なく変更となったり、サービスの提供が中止となる場合があります。また、天候、道路状況等により行程の変更や運行中止、遅延する場合があります。
- 天候などの諸条件により、記載の観光内容がご覧いただけない場合があります。
- 旅行代金には諸説・サービス料が含まれております。
- 当ツアーはモニター開催のため、アンケートや記録撮影にご協力ください。

変更補償金の額(1件につき下記の率×旅行代金)	変更補償金の額(1件につき下記の率×旅行代金)	
	変更補償金の額	変更補償金の額(1件につき下記の率×旅行代金)
当法人の変更補償金を支払う変更		
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2) 旅行内容(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した入浴する観光地又は宿泊施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
(3) 旅行内容(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した運送機関の乗降又は乗降の順序の変更(乗降の順序の変更(乗降後の乗降及び乗降の順序の変更)を除く)乗降の順序の変更	1.0%	2.0%
(4) 旅行内容(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0%	2.0%
(5) 旅行内容(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した本邦の旅行開始地又は空港又は旅行終了した地の変更(乗降後の乗降及び乗降の順序の変更)乗降の順序の変更	1.0%	2.0%
(6) 旅行内容(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した宿泊機関の乗降又は乗降の順序の変更(当法人が宿泊機関の等級を定めている場合であら、変更後の宿泊機関の等級が当該宿泊機関に記載した宿泊機関の等級を上回った場合は適用)	1.0%	2.0%
(7) 旅行内容(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した運送機関の種類、設備、乗降順序の変更	1.0%	2.0%
(8) 上記1-7に掲げる変更のうち乗車ホームページ、パンフレット又は確定書面のアンケート中に記載された事項の変更	2.5%	5.0%

注1: パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間に差又は確定書面の記載内容と実際に行かれた旅行サービスの内容との間に差又は変更が生じたときは、それらの変更については1件につき取り扱います。  
注2: (8)に掲げる変更については(1)〜(7)の料率を適用する。(8)の料率を適用する。注3: 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、そのほかの案件1泊の場合1泊を1件として取り扱います。注4: (4)(6)(7)に掲げる変更は1乗車船又は1泊につき発生した場合は、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。注5: (4)に掲げる運送機関が宿泊設備の利用率を算定し、1泊につき1件として取り扱います。

注6: 運送機関の会社名の変更、(6) 宿泊機関の名称の変更については、運送機関の等級が同等又は同等以上となる場合は適用されません。  
注7: 運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものを使用する場合には適用されません。

**22. 通信契約**  
通信契約についても、当法人(旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部)に準拠いたします。

(1) 本旅行条件(当法人が提供するウェブサイトカード会社(以下「提供団体」といいます)のカード会社(以下「貸出」といいます)による、提供団体の「会員登録」または旅行代金の「支払」を受けるとのこと。以下「通信手段」といいます。本条件に「電話、郵便、フロッピーディスク」その他の通信手段)による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。この場合、旅行代金の全額をお支払いする必要があります。但し、当法人が提供団体に登録する旅行代金の追加予約を受け付ける場合があります。また、本旅行条件で規定する場合は、旅行代金の全額をお支払いいただく必要があります。本旅行条件で規定する場合は、旅行代金の全額をお支払いいただく必要があります。

(4) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当法人が契約の締結を承諾したときと成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当法人の契約の締結を承諾する通知が送ったときと成立するものとします。

(5) 通信契約の「カード利用」は、会員登録済の会員が旅行代金に基づき旅行代金の支払いと利用履歴を管理するページごと、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出があった日となります。

(6) 通信契約を締結したときから起る場合において、会員の所有するクレジットカードが利用できなくなると、本旅行条件で規定する会員の一部又は全部を提供団体のカード担当員に代って返済できないときは、旅行の契約解除のうえに旅行代金の返戻をお支払いいただく場合があります。

(7) 本旅行条件は、提供団体のカードにより所定の料率の会員の所有するクレジットカードを利用する場合は、旅行代金の支払いを受け付けません。この場合、カード利用の旅行契約成立日となります。

(8) 携帯電話表示またはインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みを受け付ける場合は、旅行サービスの内容、その旅行条件及び当法人の責任に関する事項を記載した書面、契約書面は確定書面及び付添いして情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載するべき事項を受け付けません。会員の使用する通信機器に備わられたファイルの保存容量が十分に確保されていることを確認いたします。

**23. 個人情報取扱の取扱い**  
ご旅行中は、病気、怪我、より多額の治療費、修費等がかかることがあります。また、事故、災害、加害者への損害賠償請求や賠償金の取扱いが大変な場合があります。これを保護するため、お客様ご自身で充分の額の個人旅行保険に加入することを勧めます。

当法人の個人情報取扱の取扱いについては、別紙「個人情報保護方針」をご確認ください。

**25. 旅行条件書・旅行代金の保証**  
本旅行条件書は2024年4月1日を基準としています。また、旅行代金は2024年4月1日現在の有効な消費税・税額を基準として算出いたします。

**26. お客様の個人案内**  
本旅行条件書に添乗員に依頼された場合はそれに伴う費用、お客様の怪我、病気等の発生に伴う費用、お客様の不法行為や乗降の拒否、忘れ物取扱い等諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様ご自身の負担となります。

○お客様が個人案内を申し込まれた場合、ご負担いただくこととなります。ご負担いただくお客様はご自身でご了承ください。

(2) お客様が、前記お客様が任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することを依頼する制度(フレックスメンバー制度)に同意し、当法人が搭乗した航空機以外に搭乗される場合は、当法人の同乗者・旅程管理責任者(旅行サービス)に同意し、また、搭乗予定の航空機に搭乗される場合は、搭乗予定の航空機に搭乗されることを承諾いたします。ご負担いただくお客様はご自身でご了承ください。

(3) 当法人は個人案内がお客様の旅行の再実施に必要となる場合は、航空会社のメンバーシップを旅行サービスに提供させていただきます。このメンバーシップに関するお問合わせ、登録料の変更はお客様ご自身で行ってください。また、ご利用の航空機はお客様ご自身で17項(8)及び17項(9)の責任を負います。